

○国立大学法人浜松医科大学長選考・監察会議規則

(平成16年4月1日規則第2号)

改正 平成21年3月12日規則第8号 平成27年3月25日規則第11号
令和4年3月23日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第2項、同法第17条第4項及び第5項並びに国立大学法人浜松医科大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の学長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会から選出された者(役員及び職員を除く。) 5名
- (2) 教育研究評議会から選出された者(学長を除く。) 5名

2 前項に定める委員が、学長選考の過程において、学長候補者又は推薦者となつた場合は、辞任するものとし、前項に規定する委員の欠員については、速やかに補充するものとする。

(議長)

第3条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(審議事項)

第4条 選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の選考方法等に関する事項
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) 学長の職務の執行状況についての報告に関する事項
- (6) 学長の解任の申出に関する事項
- (7) その他選考・監察会議が必要と認める事項

(会議の成立及び議決方法)

第5条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 前2項の規定にかかわらず、前条第5号に定める事項並びにこの規則及び次条に基づいて定める規程の改廃については、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開き、出席した委員の3分の2以上をもって議決するものとする。

(選考及び解任手続等)

第6条 学長候補者の選考及び学長の解任手続等は、別に定めるところにより行うものとする。

(庶務)

第7条 選考・監察会議の庶務は、人事課において処理する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、選考・監察会議の議を経て、議長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第16号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。